平成２９年（フ）第２８１号
大分市大字久土449番地の１
債務者　徳丸　　緑
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　　茂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１９号
高知市薊野西町３丁目36番16号　コーポ清風Ⅱ－301
債務者　北添　博之
１　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　良太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２３号
大分市松が丘１丁目21番３号
債務者　松田富美子
１　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　保之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８２号
函館市美原４丁目34番６号　２Ｆ
債務者　榎林紗央里（旧姓千葉）
１　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２８７号
函館市新川町２番５号
債務者　藪下　吉治
１　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９６号
三重県伊勢市朝熊町2753番地11　フォレストシャトー　201号室
債務者　佐伯　友美
１　決定年月日時　平成29年10月26日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
高知市北竹島町430番地５　コーポ末広305号
債務者　大西　　誠
１　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２３号
千葉県佐倉市井野1377番地85
債務者　渡邊　純子（旧姓澤本）
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２４９号
千葉県成田市橋賀台１丁目１番地（２棟108号）
債務者　藤江　　勇
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５４号
千葉県佐倉市大崎台４丁目13番地３
債務者　加藤フミ子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８４号
千葉県成田市郷部1246番地（美郷アパート106）
債務者　村田　貴幸
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２９７号
千葉県成田市加良部１丁目７番地（５棟401号）
債務者　西川　信子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２８号
新潟県柏崎市豊町１番32－102号　ハイセレール豊、前住所新潟県柏崎市長浜町２番23号
債務者　長浜奈津美
１　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１３７５号
名古屋市北区東長田町２丁目27番地の１　サザンクロス101号
債務者　瀧野　紗織（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５８号
愛知県あま市甚目寺市場19番地５　エンデバー蔵302号、従前の住所静岡県湖西市ときわ３丁目11番75号
債務者　佐藤多壽子
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５７０号
愛知県瀬戸市原山台２丁目１番101号
債務者　刑部　正宏
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８９号
愛知県半田市新池町１丁目202番地の23、従前の住所名古屋市中川区戸田明正２丁目2414番地　グループホームめいせい
債務者　小林　幸一（旧姓船間）
１　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部